志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和２年第８回定例会

１．招集年月日　　令和２年８月１３日（木）

１．開催年月日　　令和２年８月２０日（木）

１．開催場所　　志摩市役所４０５会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼学校教育課長　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局教育総務課長　　　　　　　　 柴原 晃

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 西井 清弘

　　　　　　　　　　　　　国体推進室長　　　　　　　　　　　　　　　　 阿部 　亨

　　　　　　　　　　　　　こども家庭課長　　　　　　　　　　　　　　　 谷口 陽一

１．傍聴人　　０名

１．事　　　　　　　項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  日程第　６  追加日程第１  日程第　７  日程第　８  閉　会 | 開会時間　９時００分  会議録署名委員の指名　　４番　　森本　委員  教育長報告  議案第５１号　志摩市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部改正について  議案第５２号　志摩市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について  議案第５３号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  を定める条例の一部改正について  議案第５４号　令和２年度一般会計補正予算（第７号）（案）について  議案第５５号　令和２年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について  報告第３４号　令和２年度「一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査」結  果について  その他協議・報告案件について   1. 各課からの報告 2. その他   閉会時間　１０時０７分 | |
|  |  | |
| 教育長  **日程第１**  教育長  委員  **日程第２**  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  教育長  各委員  事務局  各委員  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第６**  教育長  事務局  事務局  事務局  各委員  教育長  各委員  教育長  **追加日程第１**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第７**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  教育長  委員  事務局  委員  事務局  教育長  委員  教育長  委員  委員  教育長  各委員  教育長  **日程第８**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  教育長  教育長 | おはようございます。  定刻となりましたので、ただいまより、令和２年第８回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。  **会議録署名委員の指名**  日程第１、会議録署名委員の指名を行います。  記録署名委員は、４番森本委員を指名します。  よろしくお願いします。  **教育長報告**  日程第２、教育長報告については、お手元に配付のとおりです。教育長報告について質疑はございませんか。  （質疑なし）  ないようですので次へ進めます。  **議案第51号　志摩市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部改正について**  日程第３、議案第51号　志摩市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部改正についてを議題とします。  翻案について事務局から説明を求めます。事務局。  こども家庭課の谷口です。よろしくお願いいたします。  このたび、条例が１つ、規則が１つ、要綱が１つの、合計３つの一部改正をいたします。まず初めに「志摩市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部改正」について説明させていただきます。  「「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について」において、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における新たな基準額として、「特別な支援を要する児童分」が追加されました。  内容といたしましては、一時預かり事業において、職員配置基準以上に保育従事者を配置して、特別扶養手当証書などを所持するといった一定の要件を満たす児童を受け入れている場合に加算されることになります。以上で説明を終わります。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  委員。  確認ですけど、加算額が4,000円となったという理解でよろしいですか。  そうですね。  施設の１児童１人について、日額4,000円が付いてくるということです。  その他に質疑はありませんか。  （質疑なし）  それでは採決に移ります。  議案第51号で承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。  よって、議案第51号は可決されました。  **議案第52号　志摩市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について**  日程第４、議案第52号　志摩市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正についてを議題とします。  本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  志摩市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について説明いたします。  急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する、子育てのための施設等利用給付制度が子ども・子育て支援法に追加されたことに伴い、子育てのための施設等利用給付にかかる部分の改正を行います。  この制度の幼稚園に関わる部分といたしましては、７時半から８時半と14時以降や、土曜日の預かり保育事業が対象であり、一旦預かり保育料を保護者の方にお支払いいただき、のちに必要な書類を添えて市に請求していただき、内容を確認してから利用料をお返しする制度となっております。  ただし、保護者がその請求をするためには、子育てのための施設等利用給付の認定というものを受ける必要があり、そのための認定申請書や認定通知書、請求書の様式を定めることが主となっており、当給付制度に関し、どういったときにどういう様式を保護者が使用するかについて、志摩市子ども・子育て支援法施行細則の第16条から５条分を追加いたします。  以上で説明を終了します。  説明いただきましたが、質疑はございませんか。  委員  30ページ、職員の定数及び職務の内容のところで、保育教諭とあるのは認定こども園で働く保育士と幼稚園教諭の免許を持っている人を言われると思いますが、志摩市の幼保一体化施設は、将来的にはこども園というような話で進んでいるのでしょうか。  今おっしゃられているのは、認定こども園を進めているのかという話でよろしかったですか。  はい。  いつからということの明確な言葉は現在ありませんが、将来的には、認定こども園のほうが、保護者の方たちの利用という意味では良いだろうということを私自身は思っておりますので、将来的に、そういう方向で進めていきたいと考えております。  ありがとうございます。  その他に質疑はありませんか。  （質疑なし）  それでは、採決に移ります。  議案第52号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。  よって、議案第52号は可決されました。  **議案第53号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**  日程第５、議案第53号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。  本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。  子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第７号）の施行等に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第８号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第33号）が公布されたことにより、条例の改正を行います。  内閣府令第33号の方は保育所に関わる部分ですので、幼稚園に関わる内閣府令第８号の部分のみ説明させていただきます。  新旧対照表の28ページから32ページをご覧ください。  特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を追加した第53条から第61条の部分ですが、これは、昨年度10月から開始された幼児教育・保育の無償化のうち、特定子ども・子育て支援施設等に関係する部分になります。  特定子ども・子育て支援施設等とは、幼稚園で実施している14時以降の預かり事業など、保育所や、幼稚園の教育時間部分以外の志摩市が確認した無償化対象事業を指します。  保育所や、幼稚園の教育時間部分の無償化は、保育料そのものが無償となり、徴収を行っておりませんが、特定子ども・子育て支援施設等については、先ほどの子ども・子育て支援法施行細則の部分で説明させていただいたように、利用料をお返しすることになっております。  この請求に必要な書類とは、事業を利用したことが確認できる証明書と、領収証になります。  今回の改正により、特定子ども・子育て支援施設等は、無償化の対象となる保護者からの支払いを受けたときは、これらの書類を交付することとなります。  以上で説明を終了します。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、採決に移ります。  議案第53号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。  よって議案第53号は可決されました  **議案第54号　令和２年度一般会計補正予算（第７号）（案）について**  日程第６、議案第54号　令和２年度一般会計補正予算（第７号）（案）についてを議題とします。  本案について事務局から説明を求めます。  なお、質疑は各課説明後、一括して行いますので、ご了解ください。  事務局  それでは資料111ページをご覧ください。  まず歳入ですが、上段の学校給食費返還等事業で、補正額163万5,000円の入りを予定しております。  こちらにつきましては、去年度の3月、新型コロナウイルス感染症の関係で、学校が休校になったことにより、給食を納入している牛乳業者、  あと米飯業者が仕入れはしたが急遽、供給ができなくなったということで、その時点では対応策はなかったのですが、地域のそういう主要となる納入業者が、もし、倒産とかすると、給食が成り立たなくなるということで、国の方で、学校臨時休業対策費補助金というものが作られまして、それにより、国の方から補助金がもらえるようになりました。  流れとしましては、実際の損失額の約9割程度、国が示す係数で、いったん出納閉鎖までに市の方がお支払いをして、それに対して、75％が、国の方から補助金としてもらえるという形で補填されます。  なお、その他の生鮮食料品とか、その辺はその都度その都度入札で仕入れてくるということもあったり、あと幼保園だったり行政組合の方の給食施設のところで、調整が取れましたので、今回の事業については対象となりませんでしたが、今回この牛乳と米飯関係の補助金をいただけるようになっております。  続きまして112ページの方に移りまして歳出でございますが、１番の海外留学応援奨学金給付事業です。  452万7,000円の減額ということで、こちらは右側の内容の下の方でございますが、一般奨学生、夏休みに、留学を行う予定であった中学生、高校生250万円と、下のところで特別奨学生、志摩高校生がオーストラリアへ留学する150万円、合わせて400万円の奨学金と、あとそれを審査する委員の報酬であったり、資金を集めるためのポータルサイトの費用ということで、予算を計上していましたが、４月当初から新型コロナウイルスの影響で、今年は留学することは無理だろうということで中止となりました。これによりまして、事業すべてを減額することになりました。  続きまして、２番の小学校管理運営費です。74万円の予算を計上しています。  こちらは鉄製の志摩小学校ポンプ室屋根ですが、腐食も進んでおり、今後の台風等で危険なところもありますので急遽、修繕するのが約30万円。  残りの44万円ですが、こちらは現在、各小中、小学校の方で、窓を開けた状態でエアコンをかけているということで、かなりエアコンに負荷がかかっていまして、いろいろと故障等が発生していますので、見込みも含んだ計上になっております。  これは今後また冬場までこの状態が続くと、真冬に窓を開けてエアコンをかけるという状態も起こってきますので、それらを修繕対応するべく予算計上するものです。  その下の３番、中学校管理費、こちらもエアコンの修理の見込みの部分の計上と、あと、浜島中学校の体育館、防球ネットのウインチ、ワイヤーを巻き取る機械が壊れまして、少し危険な状態にもなっていますので急遽、補正予算であげております。こちらは合わせて160万9,000円でございます。  最後の４番、学校給食センター管理運営費の中の賄い材料費ですけども、こちらの方ですね、月1回程度ふるさと給食という形で、地元の食材、三重県産の食材ということで、提供しておりますが、これに加えて、このコロナウイルスの関係で地域の一次産業も低迷しているということで、それとあわせて、普段では給食で食べられないような、魚の食材を提供することで、流通の一路ですね、あと子どもたちの食育っていうのを合わせて、目的として予算計上しております。こちらが156万1,000円です。  これとは別に、国の補助事業で、農水省の方が、全国で同じようなコロナウイルスの関係で流通が滞っているということで、国費で松阪牛を３回ほどいただけるということもありますし、あと養殖真鯛も給食に大体７回程度、３月まで提供するべく、献立のほうを予定しております。  以上です。  学校教育課の澤田です。  よろしくお願いいたします。  資料としましては、111ページ、112ページになります。  112ページ、下半分の歳出を中心にご説明させていただきます。今回第１点目の中学生海外派遣事業から、第５点目の人権教育関係補助金まで５点、新型コロナウイルス関係となります。すいません５点目と申し上げましたが、資料の方が４となっておりました。失礼いたしました。  まず第１点目の中学生海外派遣事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和２年度は事業を実施しないこととなりましたので、関係する経費すべてを減額する形となっております。  ２点目の小学生課外活動等支援事業につきましては、これも同様に新型コロナウイルス感染症対策として、選手派遣補助金53万5,000円の減額となっております。  これは、小学生の場合は図書委員の講習、例年、夏休みに会議がありますが、それが中止になったことと、それから陸上記録会が中止なったっていうことで、その分が減額となっております。  ３点目は、中学生課外活動等支援事業で、こちらも同様に選手派遣補助金361万9,000円の減額となっております。  中学生の各種大会が中止となっており、中止が確定したものにつきまして、その派遣費用を減額するという、そういったものでございます。  ４番目、人権教育一般経費で、予定しておりました人権推進研修会につきまして、こちらも感染症対策で事業が中止となりましたので、そのための費用、講師謝礼として５万2,000円、それから講師の旅費として費用弁償１万7,000円を減額となっております。  それからその下にありますバス借上料について、例年12月に実施しておりますしまふれあい人権フォーラム、例年どおり学校から会場までのバスの借上料につきまして、73万7000円の減額となっております。  最後５番目、志摩市人権教育研究会補助金につきまして、その人権教育研究会への補助金を60万円予定していたのですが、この研究会の方から、今年度については、事業の規模を縮小するので、補助金はなくても自分たちの会費で運営が可能ですので、補助金は不要という、連絡を受けましたのでその分が減額となっております。  それから、歳入の方ですが、第１点目の中学生海外派遣事業個人負担金で、当事者の負担金ということで、１人に付き５万円、それが６名ですので30万円の減額となっております。  以上です。  国体推進室阿部です。よろしくお願いいたします。  資料につきましては112ページ、113ページ。  国体推進室につきましては、三重とこわか国体協議別リハーサル大会が、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりましたので、リハーサル大会を実施するための県補助金を減額させていただいております。金額といたしましては、2,447万3,000円。こちらは三競技分となっております。  続きまして、113ページの、歳出の方ですが、まず国民体育大会準備経費といたしまして、284万6,000円を減額させていただいております。  こちらにつきましては、令和２年度に開催する予定をしておりました鹿児島国体の方が、令和２年度には開催しないということで、そちらへの視察費用を計上しておったのですが、鹿児島国体がなくなりましたので、視察費用が不要になったことから、減額をさせていただいております。  続きまして国民体育大会リハーサル大会開催経費につきましては、トライアスロン、ボクシング、ソフトボールの競技別リハーサル大会が中止となり、不要となりました、１億1,529万3,000円を減額させていただいております。  以上です。  はい。  以上３課から、補正に関わる説明をもらいました。一括して、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。  （質疑なし）  議案第54号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。  よって議案第54号は可決されました。  **議案第55号　令和２年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について**  追加日程第１、議案第55号　令和２年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます  事務局。  人事異動が本日20日付で行われます。  教育委員会に関しましては資料についています一覧表の下から４つが教育委員会に該当するところです。  まず、総合教育センターの山本課長補佐が、学校教育課の課長補佐兼指導係長に換わります。  国体推進室の濱口競技第一係長が、阿児アリーナの館長に換わります。  学校教育課の泊係長が、国体推進室の競技第一係長に換わります。  阿児アリーナの仲野館長が、総合教育センターの管理係長に換わります。  あと、コロナ対策の関係で特定定額給付金対策室を設置しておりましたが、こちらが８月13日付で申請受け付けが終わり、事務が簡素化されるということで、特定定額給付金対策室が閉室されます。  その関係でそこにおった人達が元に戻ったりというところがありますが、以前、生涯学習スポーツ課にいた出口課長補佐が、特別定額給付金対策室へ教育委員会から行っており、戻ってくるものだと思っていましたが、観光商工課が、観光課と商工課の二つに分けるということの中で、商工課の課長として、昇任をされて異動するということになりました。教育委員会の方には戻って来られないのですが、そういう形の異動がありました。  以上です。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので採決に移ります。  議案第55号について承認される方は挙手願います  （挙手）  挙手全員です。  よって、議案第55号は可決されました。  **報告第34号　令和２年度「一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査」結果について**  日程第７、報告第34号　令和２年度「一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査」結果についてを議題とします。  本案について事務局から説明を求めます。  事務局  学校教育課小林です。よろしくお願いします。  報告第34号、令和２年度一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果につきまして、ご報告させていただきます。  まず、申し訳ないのですが、資料の訂正を３点お願いいたします。  115ページの調査結果報告①におきまして、中学校のいじめ認知件数、全26件となっておりますが、これを全25件に訂正をお願いいたします。  いじめの対応のところの③軽くぶつかられたり、叩かれたりというところ、６件となっておりますが、これを５件に訂正をお願いします  これはいずれも中学校からの報告後、中学校で重複してカウントしていることが分かりましたので、重複していたという報告を受けたので、訂正をさせていただきました。  さて、本年度におきましても、年間４回のアンケート調査の実施計画を立てております。  新型コロナに係る休校期間があったため、今年度の第１回の実施は７月に行いました。学校によっては、児童生徒の状況によって、期間を弾力的に運用して実施したところもございます。報告①の調査結果が示すとおり、今回の調査におけるいじめの認知件数は合計で38件、小学校が13件、中学校が25件でありました。  まず、いじめの認知件数が、格段に増えております。  特に中学校の認知件数が、この第１回の調査で、昨年度の年間件数よりも上回っております。この件数増加の背景としましては、昨年度の自死事案を受けて、校長会におけるいじめ見逃しゼロの提言をもとにした研修、また教頭会におきましても、先日、牛塲弁護士が講師として、コンプライアンス研修を行った際に、いじめ事案についても触れていただき、いじめ認知についての研修も行いました。  そういった状況も含めて、各学校において、管理職発信のもと、いじめの定義、そして、いじめの認知に対する先生方の意識の変化も、当然、あったものと思われます。  また学校においても、いじめとして認知することへの抵抗よりも、見逃すことの影響を重視するという意識の変化も出てきたように思います。  後程も触れますけども、ほんのささいな事案でも、いじめの定義に基づいた、いじめ事案の報告がたくさんあったということで、今回の認知件数の増加に繋がったものと思われます。  まだまだ一例ではありますが、こういったことを日々積み上げながら、いじめの定義やいじめの認知に対する感度を少しずつ高め、いじめ見逃しゼロへの定着につなげていけるように取り組んでいきたいと思っております。  本年度のアンケート調査から、文言の部分ですけども、児童生徒への質問内容もいじめられている人はいますかという問いかけから、嫌な思いをしたことがありますかとか、痛い思いをしたことがありますかという質問内容に変更しました。  先ほど申し上げましたように、先生方の感度を高めることはもちろんですが、児童生徒自身においても、嫌な思いとか、痛い思いをしたこと、させることが、もういじめに繋がることなんだと。それは、いわゆる被害者側、加害者側両者の視点から、いじめの理解や認識を高めることに繋がっていけるのかなということで、アンケートを通して、児童生徒のいじめ防止に向けた主体的な活動につなげていきたいと考えております。  アンケートの実施方法につきましても、一部の学校ではすでに実施しておりますが、家に持ち帰って、じっくりと書く時間を保障した上で記入するというような、もう一歩踏み込んだ方策も今後必要になってくると思っております。  そういった発信も積極的に教育委員会から行っていきたいと思います。  報告されたいじめの事案の内容においては、児童生徒の生命または身体の安全が脅かされるような重大な事態に、至る恐れがあると考える事案はありませんでした。  しかしその中でも、SNSに係る事案を取り上げ、対応やこれからの経過観察状況について、ご説明させていただきたいと思います。  今回、SNSに係る中学校のいじめ事案では複数校、これが３校であったんですけども、複数校に跨っていたこともあり、事案の概要をしっかりまとめ、把握し、しっかり共有できるように図式化したものを共有させてもらったのですが、その上で、指導内容の吟味、被害生徒の状況や保護者の思い、そういったものを教育委員会も情報共有しながら、対応の見届け、それから助言、事案後の経過観察を現在も行っております。  学校の具体的な指導においては、被害生徒本人、それから保護者の意向を一つ一つ確認しながら、被害者側にしっかり寄り添った形で、丁寧に行ってもらいました。  今回このSNSということで、画像などの拡散状況についても、すべて確認をして、事案対応終了時点では、一応すべての画像の廃棄、それから拡散した生徒への情報管理の指導を徹底させていただきました。  そのことで、付随する様々な影響やさらなる拡大については、未然に防げたのかなというふうに考えております。  特にこの事案は複数校に跨っておりましたので、各学校の生徒指導担当を核として、学校間で組織を作って組織的対応、それから教育委員会との連携を積極的に行った事案でありました。  今回、非常に迅速な対応をしていただけたかなというふうに考えておりますが、各学校における指導や情報共有の一貫性が取れたということが、非常に大きな成果であったのかなと考えております。  被害生徒はその後も元気に、欠席もなく学校生活を送っております。  また加害生徒もこの指導をきっかけに、少しずつ、ちょっと変化が見られるということの報告も受けております。  名前等の報告も行いますので、経過観察も教育委員会側から、誰かさんどうですかということで、積極的に行うことが出来ております。  さらにはそれに加えて、今回加害側の生徒が在籍していた学校では、夏休み前に、講師を招聘して、ネットモラルにかかる講演会、授業を行って、具体的な事例を挙げた指導も行っていただきました。  もちろん報告されたすべての事案が、今紹介させていただいたような、事案と同じように対応したわけではございませんが、それと事案の大小にかかわらず、各学校において児童生徒の思いを丁寧に聞き取って、加害者側の指導、保護者対応、被害者側の心のケア、保護者への説明、そういった適切な対応を行ってもらっております。  指導のおかげで、現時点では解決には至ったものの、一応解決の目安とされるのは３ヶ月ということがありますので、今後も継続的に、観察支援を行ってもらうようにお願いをいたしました。  それから、すべての事案にかかる児童生徒名を、こちらとしては掌握をさせていただいておりますので、総合教育センターが主体として、毎月行っているいじめ不登校対策連携会議においても、いじめによる不登校になっていないかどうかというようなチェックも併せて、行える体制づくりについても、現在構築されておると考えております。事案の内容によっては、そんなことまで、いじめに当たるのかっていうような、という反省も実際、ございまして、膨大な件数になるのではないかというような声も、実際あったわけですけども、学校現場からは。ただ、常に被害者側の立場となって、心的苦痛を受けたものが、現状の法的ないじめの定義に当たるっていうことについては変わりありませんので、こういった取り組みを通して、まずは先生方のいじめの感度を高めるとともに、児童生徒自身にも、いじめについての認識とか、いじめ防止に係る主体的な力を育成していくということで、このアンケートの目的が達成できるのではないかと考えております。  説明は以上です。  説明をいただきましたが、質疑はございませんか。  委員  この事案内容の中で、学校外のことはありますか。  先ほどの紹介させていただきましたSNSについては、学校外のことになります。  学校外のものも含まれています。  SNSのこと以外はなかったのですか。  学校の休みの日にということも報告はあります。  同じ学校同士ですけども、休みの日にっていうことで、現場自体が学校ではありませんが、学校内での人間関係の中で休みの日に起こったっていうことで、そういう意味での学校外のことは含まれています。  小さなことでもタイミングを逃すと大きなことになってしまいます。夏休みが終わって学校も始まりましたので、先生方のしっかりとした対応をお願いします。  他、いかがでしょうか。  志摩市教育委員会ではいじめ見逃しゼロに向けた提言を行って、学校教育の現場では一人ひとりの子どもたちに対する丁寧な関わりとか、取り組みを日々、積み重ねられています。  そこでいじめ認知件数を、各学校内で職員全体がどのような共通認識を持てるように対応しているかということをお聞きします。管理職発信とか、先生の感度を高めるというところは、説明でわかりましたが、学校全体として職員全員が共通認識するというところは、どのような対応になっているのでしょうか。  それぞれの学校で、今回報告いただいたようないじめの事案については、必ず職員会議、もしくは、朝の打ち合わせ等々の時間を使って、職員全員で共有をしていただいておるところです。  自分の学校以外の、他校の事例等についても、まだちょっと今年、コロナの関係等もありますので10月以降での実施になるかとは思いますが、生徒指導担当者を集めた研修において、各学校の実践事例、特に先ほどのような学校を跨ぐような事例とか、  そういった部分も含めて、成功例の紹介とか、一つでも多くの実践例を各学校で共有できるような場づくりをしていきたいと考えております。  もちろんそれを学校に持ち帰っていただいて、先生方に紹介をしていただくことが目的です。  小学校いじめ認知件数の５番目のお金や物をたかられたという件数が３件になっていますが、その後の対応、またそのときの初期対応とか、引き続いてどのような対応をされていますか。  この３件のうち２件が５年生の事案で、４年生の時のことでありましたので、ちょっと時間は空いてしまって、かなり前のことであります。  確かな記憶という点では、加害の側、被害の側も今一歩のところありますが、そういうやりとりがあったということは事実でありましたので、被害者への謝罪、それから加害者への指導、どんなことでも相手が嫌な思いをしたらいじめになるっていうことをしっかり指導していただいております。  この事案につきましては、お金の使い方とか、貸し借りの視点での指導も必要ですので、その辺りのことも含めての指導を学校からしていただきました。  それから保護者への報告はもちろんですけども、家庭での見守りについても引き続きお願いをしているところです。  それから、先ほどのお金の貸し借りも含めて、ということですので、全体での注意喚起、個別指導だけではなくプラス学年等での注意喚起もして確認をしました。  ３件のうちの１件については、３年生の子が、当時６年生の子にということがありましたので、その６年生の子は卒業して中学生になってしまったのですが、そのことについても、中学校と連携して、その生徒を特定して指導をしていただくとともに、学年全体としても、中学生として小学生への接し方、ということも含めて指導をしていただいたところです。  よろしいでしょうか。  はい。  他にいかがでしょう。  ここのところは昨年の事案を受けて、教育委員会、各学校とともに、力を入れてやってきているところでもあります。  数が多いことよりも、見逃すことの方が問題だという認識は随分広がっていると思いますし、それぞれの案件については対応をしていると。  決して、そのままにされていないということで、合わせて３ヶ月の見守りもという話もありましたので、そういった中での途中経過も含めた報告になります。  今年度から県の教育委員会も、教職員らの認知度を高めることと、またいじめアンケートに答えやすくするように、内容を見直されています。  そのことについて、志摩市も子どもたち一人ひとりを丁寧にみようというアンケートです。これからもまたコロナのこととか、いろんなことがあるかと思いますが、引き続いて学校現場と、教育委員会の連携をしていただいて、一人ひとりの子どもを大事にお願いしたいと思います。  先生方は認知力を高めるために、また対応力を高めるために、いろんな取り組みをされていると思いますが、子どもの意識や認知力を高めるということも非常に大事なことだと思いますので、それが先生方から、また同時に、児童生徒の認知力を高めるという取り組み、具体的な形で子どもたちに返っていくような取り組みを、今後も併せてよろしくお願いいたします。  指摘がありましたように、コロナの関係も絡んでくるといことで、学校、教育委員会も進めて行きたいと思います。  他よろしいでしょうか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、報告第34号は承認されました。  **その他協議・報告案件について**  日程第８、その他協議・報告案件について、まず①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告後、一括して行います。  事務局。  教育総務課柴原です。  次回の第９回定例教育委員会ですが、９月23日水曜日、９時から402会議室で行いますので、予定の方よろしくお願いします。  以上です。  事務局。  学校教育課につきましては、８月25日、それから28日に、通学路交通安全プログラムとしまして、浜島町それから磯部町の通学路の危険箇所の点検を行います。  このプログラムにつきましては、志摩市全体を三つのエリアに分けて、１年ごとに回っていくという形をとっておりまして、今年度については、浜島町、磯部町で実施をさせていただくものです。  以上です。  事務局。  ８月21日からのことですが、20日のことが入っております。申し訳ございません。総合教育センターにつきましては、学校訪問ということで、触れ合い教室指導員２名と、それから総合教育センターの相談員１名により、学校訪問をさせていただいております。昨日から始まっておりまして８月19日には、浜島小、浜島中へ行ってきておりますが、９月９日までの間、各学校に訪問します。例年ですと６月に行っていたのですが、新型コロナウイルス感染症対策で、休校が続いたこともありまして、夏休み明けの子どもたちの様子を聞き取るということも含めまして、この日程で学校訪問を行う予定です  事務局。  生涯学習スポーツ課です。  ８月21日、明日ですけれど、磯部生涯学習センターの方で、第１回くすのき講座を開催いたします。高齢者を対象とした講座でございまして、寝たきりの一歩手前の予防講座として、その呼び方をフレアということでございます。市の保健師に来ていただいて行うということで、老人クラブ連合会と協力しながら20名程度の参加での実施を進めます。  それから８月29日土曜日、午後から、これも磯部生涯学習センター多目的ホールで、歴史民俗資料館の方が開催をするということで、お手元の方にチラシをお配りさせていただいております。日本書紀成立1300年、歴史講座の日本書紀にみる志摩国として開催をしたいと思っています。これにつきましては、本年３月に実施予定をしておりましたが、コロナ禍の影響で、延期をさせていただいた事業でございます。  事業としてするにあたっては、かなりコロナ禍の影響も心配するところではございますが、三密等々、できる限りの対処をして進めていきたいと思っておりまして、本来でしたら、教育委員の皆様にもご参加いただきたいということではございますが、あえてゴシック体で記載はしておりません。  それから、９月18日月曜日にはわらじ曳きのお祭りがございますが、これにつきましてもコロナ禍の影響で、祭りそのものは中止をいたします。ただ、神事だけ波切神社で執り行うよう進めます。  それから、９月26日には、新しい生涯学習講座として、プリザーブドフラワーリース作りというものを、阿児アリーナの料理教室で開催をいたします。  現在、募集中でして、９月11日まで募集しますので、またどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。  事務局。  国体推進室阿部です。よろしくお願いします。  本日も委員さんにつきましては、国体ポロシャツを着ていただいて、PRいただきましてありがとうございます。  国体推進室の予定ですが、来週８月24日月曜日午後１時半から、三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会第３回総会を開催させていただきます。会場につきましては阿児アリーナのベイホールとなっております。こちら、三密対策といたしまして、入場時には手指消毒と、体温測定、また会場が約500席に対しまして、出席の方を最大80名程度に抑えることで、収容率20％程度になるのかなとは考えております。  続きまして９月４日金曜日、午後３時から午後３時半、こちらは令和２年度三重とこわか国体・三重とこわか大会ダンスキャラバンということで、県の国体局の方に来ていただいて、浜島幼稚園の園児を対象に、来年度のトライアスロン会場となります。  浜島海浜公園の方で、とこわかダンスの指導の方をいただく予定となっております。  対象といたしましては四、五歳児17名を予定しております。  以上です。  以上、報告がありましたが、質疑はありませんか。  （質疑なし）  それでは、無いようですので次へ進めます。  ②その他について、何か報告事項等はございませんか。  事務局。  総合教育センター田畑です。  子どもの育ちや学びの支援、志摩市総合教育センター便りについて説明いたします。最後の資料でございます。志摩市総合教育センター便り第５号を８月７日に発行いたしました。  表面につきまして、まず、子どもたちの心のケアに向けてということで、センターの相談機能について、再度になりますが案内をさせていただいております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、例年とは違うスケジュールで、教育活動は進められています。子どもたちの中には、感染拡大を心配したり、見通しの持てない生活に不安を持ったりという子どももいることだと思います。また、先日から２学期が始まっており、暑さによる体調不良なども心配されているところです。  このような状況下におきまして、学校の先生たちは、これまで以上に子どもたちへの丁寧な関わりが必要であるということについて、十分認識していると思われますけども、今一度、総合教育センターの相談機能について周知することで、学校との連携を強めて行きたいと考えております。また、相談員による相談は、保護者だけでなく、教職員の困りごとにも対応するということ。それから、臨床心理士によるカウンセリングについても同様に、教職員の困り事にも対応するということについて、改めて記載させていただきました。次に、下の方ですけども、本年度より教育委員会において、不登校支援アドバイザーが配置されたことを紹介させていただいております。記載させていただきましたように、市町の教育支援センター、志摩市ではふれあい教室ですが、そこへの支援として、不登校、児童・生徒への支援のあり方について、アドバイスをおこなったりしてくれます。志摩市の担当につきましては、皇學館大学の渡邉賢二教授ということで、７月ですけども、事務局の方で担当者が、あいさつを兼ねて渡邉先生の方をお訪ねしまして、取り組みの内容についてお話を聞かさしていただいております。裏面をご覧ください。プログラミング学習の出前授業の案内を掲載させていただきました。１学期は、短い期間ではありましたけども、小学校におきまして、13回の出前授業を実施させていただきました。２学期においても、実施していく方向で準備をしているところです。  次に、情報教育支援員と授業づくり、ということで、臨時休校に備え、いくつか中学校において、遠隔授業に用いるZOOMの使用法についての授業が、情報教育支援員により行われております。一口に使用法といいましても、内容は多岐にわたりまして、使い方の説明をするだけではなく、パスワードの扱い方等の情報モラルに関することや、さらには、困難な状況でも、ICTを使えばうまく乗り切ることができるといったことも含めて、これからの時代に大切になってくる考え方などにつきまして学習を行いました。また、これからICT機器の整備が行われていきますので、多様な使い方について、情報教育支援員とともに、検証していくことについて掲載させていただいております。  最後になりますが、今年度も発達支援教室を開催する予定で準備をしていることについて掲載させていただいております。  センター便りは毎月発行していく予定です。  以上です。  報告がありましたが、質疑はございませんか。  この志摩市総合教育センター便りは、各学校に何枚程度、配布されているのですか。  一応、教職員用ということで各学校一部ずつです。  教育相談とか、先生方の困り事があったら相談に来てくださいというようなことについて、各学校で回覧したりして、先生方は情報を得るわけですか。  そうですね。  そういう形で周知しております。  データでいくことはないのか。  印刷をかけておりますので、メールでは・・・。  すいません。  ひとつの意見ということで、聞いてもらえたらと思います。  はい。  先生方の困りごとについて、来てくださいって書いてありますが、一部だけだと、人数の多い学校の教職員の方々が見落とされたり、管理職の先生が周知すると思います。その周知方法を検討したほうがいいと思います。  周知の仕方については検討したいと思います。  コロナ禍のもとで、各保育所幼稚園の先生方は保育・教育されていますが、４月、５月に鵜方幼稚園を訪問した時に、預かり保育の担当者が２名不足しているということをお聞きしました。  その後、コロナ禍で、各保育室で４時まで保育していることもお聞きしたのですが、預かり保育の担当者不足分は、あれから補充されていますか。  募集はかけていますが、なかなか人材が、見つかっていない状況です。幼稚園に限らず、今、保育所の方も含めて、あと給食センター関係も含めて、急に退職されたりということが起こってきまして、まだ応募がなく、水面下で探している状況です。  それでは、よろしくお願いします。  その他、報告等はありませんか。  （報告等なし）  それでは、その他協議・報告案件についてを終わります。  以上で本日の日程はすべて終了しました。  次回の定例教育委員会は９月23日水曜日、午前９時から402会議室で行います。  以上で、第８回定例教育委員会を閉会します。  お疲れさまでした。  本日の会議を記録し、署名する。  　　教　　育　　長  　　委　　　　　員 |